

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の生活保護	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成27年度	
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	
監査委員公表日	平成30年4月20日	

平成29年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
203	0	14	217

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第7章 保護費

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
137 意見 【委託契約の業務の調査時期】 債務不履行責任等は契約終了後も追及しうるものであるから、他の自治体等の実情も踏まえ、調査を契約後も実施できるようにする条項を入れることを検討することが望ましい。	債務不履行責任等に係る条項の記載について、他の自治体や国に事例はなく、本市が参考にしてている県の契約様式にも記載はない。また、本市の委託契約約款においては、単なる役務の提供の場合を除き、目的物に瑕疵があった場合に修補等を請求する瑕疵担保条項があり、契約後の不履行責任について補うことができる。現在のところ、業務完了時の検査を適正に行うとともに、必要に応じて当該契約約款を適切に活用することで対応できるため当該条項を入れる必要は特にないと考ええる。	×	行政部	契約課	2759	176